西東京市広告付きAEDの設置に関する仕様書

- AEDの規格および条件
- (1) 筐体および広告枠

ア 大きさ

広告枠が筐体と一体になっているスタンド式

筐体:幅85cm ×奥行80以内に設置可能なもの

(高さは200cm以内)

広告枠:幅80cm×高さ110cm程度

- イ 施設に負担の少ない方法で固定し、地震等の際に対する転倒防止対策を十分に講じること。そ の際、施設に造作が必要な場合は施設所管課と協議の上実施すること。また、撤去の際は原状復 帰すること。
- ウ 本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。
- エ デザインについては、設置場所の周辺環境に配慮し、調和のとれたものとすること。
- オ 広告については、破損・汚損しにくいような素材の使用もしくは表面を保護する仕様とすること。
- カ 管理上,電気料等の光熱費が発生しない仕様とすること。

(2) AED

- ア AED本体のほか、保管、携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用する ための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要なものを付属すること。
- イ 本体,電極パッドともに医薬品,医療機器等の品質,有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年8月10日法律第145号)上の許可がされていること。
- ウ 2020救急蘇生ガイドラインに準拠した機種であること。
- エ ディスプレイ及び音声ガイダンスにより操作手順を説明する機能があること。
- オ ディスプレイの表示文字、音声ガイダンスおよび取扱説明書が日本語であること。
- カ 小児に対して使用可能であること。(電極パッドの交換等付属品による対応を含む。) また, 小児に対して使用する場合に小児に使用するための付属品が適切かつ速やかに使用できるような表示やガイダンスがなされること。
- キ ショックが必要であると判断した後でも、患者の心電図波形が通常に戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し(キャンセルと内部放電)機能があること。
- ク バッテリー残量, パッド期限, 内部電子回路についてセルフチェックしAED本体をリモート で監視を毎日行うものであること。
- ケーセルフチェック等で異常があればアラーム音を出して、警告する機能があること。
- コ 使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。

2 維持管理

- (1) 広告付きAED等の維持管理(製作,取付,撤去含む。)費用については、すべて設置者が負担すること。
- (2)維持管理の全部または一部を第三者に実施させる場合は、事前に本市に書面を提出し、承認を得ること。
- (3) 転倒防止等の安全措置や、設置状況については適宜目視点検等の確認を実施すること。
- (4) AED本体の耐用年数および電極パッドやバッテリー等の消耗部品の交換時期を把握し、常時安全に使用できるように適切な点検、交換を実施すること。
- (5) AEDを使用した後、電極パッド、バッテリー等の消耗品の交換を行うこと。
- (6)故障発生時等の緊急時には、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をAED収納部分

等に明示すること。

3 その他

- (1) 広告の募集は設置者が行い、広告の掲載に必要な事項は、この仕様書に定めるもののほかは、西東京市広告掲載要綱および西東京市広告掲載基準に定めるところによるものとする。
- (2) 広告枠が筐体または本体と別になっている場合は、当該広告がAED導入目的のための広告であることを表示すること。
- (3) 広告に関する質問、苦情その他問題が発生した場合は、設置者がその責任を負い、速やかに対処すること。
- (4) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置者において即時に対応できる体制をとること。
- (5) 本市の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (6) 設置および撤去に係る作業日時については、施設所管課と協議の上決定すること。また、設置開始日までに試験運用を終えること。
- (7)貸付期間が満了したときまたは契約が解除された場合は、本市の指定する期日までに機器を撤去し、原状復帰すること。また、その際、次の設置者がいる場合は、機器の入替作業に協力すること。
- (8) 本市の責めによることが明らかな場合を除き、広告付きAED等の破損等に関しては、その一切の責任は設置者が負うものとする。また、設置者は広告付きAEDの転倒や破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は設置者が負担すること。
- (9) 広告を設置する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。
- (10) 報告書の提出を本市が求めたときは、これに応じること。
- (11) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ、本市と設置者が協議して定めるものとする。